

1 改正の理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得回数制限の緩和等がされたことから、本組合においても同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業について、取得要件の緩和及び1歳以降の子に対する取得を柔軟化するものである。
- (2) 現行の再任用職員に適用される規定を定年前再任用短時間勤務職員に適用するものである。

3 他自治体の類似する政策等

構成市においても、非常勤職員の育児休業等の取得制限緩和等の措置を講じるため、同様の条例改正を行っている。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（人事院規則19-0-15）

6 条例制定による予算措置

なし

7 添付資料

新旧対照表